

茨木市道路愛称選定要綱

(目的)

第1 この要綱は、市内の道路（第2において「道路」という。）に市民等から募集した道路愛称（以下「愛称」という。）を命名することにより、親しみと潤いあるまちづくりに寄与することを目的とする。

(愛称の対象道路)

第2 愛称を命名する対象となる道路は、第1の目的に照らし、市長がこれを定める。

(応募者)

第3 愛称を応募することができる者は、本市に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者とする。

(愛称の選定)

第4 愛称は、応募のあったもののうちから、関係機関等の意見を聴き、市長が選定する。

(公表等)

第5 選定した愛称は、広報誌等により公表するとともに、市長は、当該愛称を応募した者を表彰する。

(応募方法)

第6 愛称の応募は、官製はがきに住所、氏名、電話番号、愛称及び当該愛称を命名しようとする理由を記載し、送付することにより行うものとする。この場合において、官製はがき1枚に記載する愛称の数は、1とする。

2 前項に定めるもののほか、愛称の応募方法について必要な事項は、市長が別に定める。

(庶務)

第7 愛称の選定に係る事務は、建設部において処理する。

(その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、愛称の選定について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和61年5月10日から実施する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年3月6日から実施する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。